

議案第2号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であって、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 製造業又は地域経済の活性化に寄与するものとして知事が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める道路貨物運送業その他の事業（製造業の原料又は材料として使用する農林水産物の生産を併せて行うものを含む。）

イ～カ 略

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であって、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 製造業又は地域経済の活性化に寄与するものとして知事が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める業種に属する事業（当該事業の原料又は材料として使用する農林水産物の生産を併せて行うものを含む。）

イ～カ 略

(3)～(12) 略

(補助金の額)

第5条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、自動車、航空機若しくは医療機器又はこれらに類する物で知事が要綱で定めるものの設計又は製造を行う企業に協力して高度な技術が必要な工程を受け持つ企業のうち知事が特に認めるもの（以下「特定サプライヤー」という。）が行う事業に対する企業立地事業補助金の額は、第1項に定める額に、投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）を加算した額以下とする。

4 前3項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が10億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき10億円を限度とし、分割して行うものとする。

(3)～(12) 略

(補助金の額)

第5条 略

2 略

3 前2項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が10億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき10億円を限度とし、分割して行うものとする。

る。

5 略

6 略

7 略

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業	(1) 投資額が1億円（県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3,000万円）を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が10人（県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3人）以上増加すること。	略
略		
第2条第2号ウに掲げる事業	(1) 略 (2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人（県内中小企業及び特定サプライヤーに	略

る。

4 略

5 略

6 略

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業	(1) 投資額が1億円（県内中小企業にあっては、3,000万円）を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が10人（県内中小企業にあっては、3人）以上増加すること。	略
略		
第2条第2号ウに掲げる事業	(1) 略 (2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人（県内中小企業にあっては、3人）以上増	略

	あつては、3人)以上増加すること。	
第2条 第2号 エ及び オに掲 げる事 業	(1) 略 (2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人(県内中小企業及び特定サプライヤーにあつては、3人)以上増加すること。	略
略		
略		

備考 略

	加すること。	
第2条 第2号 エ及び オに掲 げる事 業	(1) 略 (2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人(県内中小企業にあつては、3人)以上増加すること。	略
略		
略		

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金に

については、なお従前の例による。